

第 192 回 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日 ▶ 2024年3月31日

開催
日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時

開催
場所

千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社リーガルコーポレーション
本社1階 ホール

決議
事項

第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 当社株式の大量買付行為への
対応方針（買収への対応方針）継
続の件

株式会社 リーガル コーポレーション

証券コード：7938

(証券コード 7938)
2024年6月4日
(電子提供措置の開始日2024年5月28日)

株 主 各 位

千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社 リーガルコーポレーション
代表取締役社長 青 野 元 一

第192回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第192回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第192回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名「リーガルコーポレーション」または証券コード「7938」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択のうえ、縦覧書類にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）に従いまして、書面（郵送）またはインターネット等により、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社リーガルコーポレーション 本社1階 ホール

3. 目的事項 報告事項

- (1) 第192期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第192期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載していません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。代理人が出席される場合は、代理人として行使される議決権行使書用紙および代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (3) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットにより
議決権をご行使される場合

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分受付分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



開催日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催場所

千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

株式会社リーガルコーポレーション 本社1階 ホール

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社におきましては、経営の意思決定・監督と業務執行の役割分担を明確にし、経営機能と執行機能強化のため、執行役員制度を導入いたしました。これに伴い、業務執行取締役2名を減員し、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>あおの もと かず 青野元一 (1962年3月18日生)</p>	<p>1984年4月 当社入社 2008年4月 当社紳士営業部長 2011年4月 当社営業副本部長、紳士営業部長 2014年4月 当社営業副本部長、商品企画一部長 2019年4月 当社営業副本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長 2020年4月 当社営業統括副本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長 2020年6月 当社取締役 営業統括副本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長 2021年4月 当社取締役 営業統括副本部長 2024年4月 当社代表取締役社長（現在）</p>	1,100株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 青野元一氏は、当社の営業・商品企画部門に長年にわたり携わり、当社グループの販売子会社代表取締役を歴任するなど豊富な経験・知見と実績を有しており、2024年4月に代表取締役に就任し、当社グループの構造改革と収益性改善、企業価値向上ヘリリーダーシップを発揮することが期待されるため、取締役候補者となりました。</p>			
2	<p>しらさき ひろ まさ 白崎裕公 (1960年2月22日生)</p>	<p>1982年4月 当社入社 2008年4月 当社業務統括部長 2012年4月 当社人事総務部長 2019年6月 当社常勤監査役 2021年6月 当社取締役 管理副本部長 2024年4月 当社取締役 管理本部長（現在）</p>	2,800株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 白崎裕公氏は、当社の営業・業務管理および管理部門に長年にわたり携わり、当社の常勤監査役を歴任するなど経営管理・人事・総務に関する豊富な経験・知見を有しており、今後とも当社グループの人材育成やコーポレート・ガバナンス体制の強化への貢献が期待されるため、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	横尾 厚史 (1961年9月19日生)	1984年4月 当社入社 2015年4月 当社業務統括部長 2020年4月 当社営業統括室長、販売促進部長 2021年6月 当社取締役 経営企画室長 2022年4月 当社取締役 営業統括副本部長、経営企画室管掌 2024年4月 当社取締役 営業統括本部長（現在）	900株
		〈取締役候補者とした理由〉 横尾厚史氏は、当社の営業・商品管理・業務管理および経営企画部門に長年にわたり携わり、当社グループの営業・経営管理に関する豊富な経験・知見を有しており、今後とも当社グループの販売体制の強化と企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者いたしました。	
4	小林 真一郎 (1963年3月16日生)	1987年4月 当社入社 2018年4月 当社調達部長 2020年4月 当社調達副本部長、調達部長 2022年4月 当社調達本部長 2022年6月 当社取締役 調達本部長 2023年4月 当社取締役 調達本部長、調達部長 2023年10月 当社取締役 調達本部長（現在）	500株
		〈取締役候補者とした理由〉 小林真一郎氏は、当社の国内外の調達・商品管理・品質管理・海外事業部門に長年にわたり携わり、当社グループの生産管理に関する豊富な経験・知見を有しており、今後とも当社グループの生産・調達体制の強化への貢献が期待されるため、取締役候補者いたしました。	
5	山本 真 (1952年12月14日生)	2007年7月 あいおい損害保険株式会社執行役員 2010年6月 同社常勤監査役 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常勤監査役 2014年3月 同社退社 2018年6月 当社社外取締役（現在）	900株
		〈社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要等〉 山本真氏は、損害保険業界における長年の経験と企業経営、事業活動に伴うリスク・内部統制に関する豊富な知見を有しており、当社の経営全般に助言・提言をいただくとともに、財務管理をはじめ、内部統制を含めたコーポレート・ガバナンスに関する視点からも経営の透明性・監督機能を高めリスクマネジメント体制強化への貢献が期待されるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	上田美帆 (1972年1月19日生)	1999年4月 弁護士登録 沼田法律事務所 2017年4月 サンライズ法律事務所(現在) 2018年6月 トレイダーズホールディングス株式会社社外取締役、 ジェコス株式会社補欠監査役(現在) 2021年6月 当社社外取締役(現在) 2022年12月 株式会社マリオン社外取締役(監査等委員)(現在) 2023年6月 株式会社熊谷組社外監査役(現在)	0株
<p>〈社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要等〉</p> <p>上田美帆氏は、弁護士として企業法務を中心に豊富な経験と専門性を有しており、上場会社での社外役員の経験もあることから、当社の経営全般に助言・提言をいただくことで、リスクマネジメントやコンプライアンスをはじめとしたコーポレート・ガバナンス体制強化および継続的な企業価値向上へ貢献が期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営には関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山本真氏および上田美帆氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社と社外取締役候補者山本真氏および上田美帆氏は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防護費用等の損害を補填することとしており、2024年7月更新の予定であります。本議案の取締役候補者の各氏は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後は引き続き被保険者となります。なお、当該保険料は、全額当社が負担しております。

(ご参考) 第1号議案が承認された場合の役員構成とスキルマトリックス

当社は、経営戦略に照らして取締役・監査役に期待する専門性および経験等を踏まえ、知識・経験・能力のバランスが適切な形となる役員構成としております。

候補者選定にあたっては、以下のスキルの多様性・知見・経験を考慮して選任しております。

氏名		当社が期待する知見・経験							
		企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケ ティング	製造・開発	財務・ 会計・ IT	法務・ リスク マネジメント	人事労務・ 人材育成	ガバナンス・ 内部統制	ESG・ サステナ ビリティ
取締役	青野 元一	○	○	○					○
	白崎 裕公				○	○	○	○	○
	横尾 厚史	○	○		○				○
	小林 真一郎			○			○		○
	山本 真	○				○		○	
	上田 美帆					○	○	○	
監査役	古賀 辰哉				○	○		○	
	内堀 慎一					○		○	○
	中川 ゆき子				○	○		○	
	西田 章					○	○	○	○

- (注) 1. 取締役会における社外取締役（独立役員）の比率は3分の1、役員全体の社外（独立役員）比率は40%となります。
 2. 取締役会における女性取締役（1名）の比率は16.7%、役員全体の女性役員（2名）の比率は20%となります。
 3. 上記一覧表は、取締役候補者および監査役の有するすべての知見や経験を表するものではありません。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠く場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p style="text-align: center;">にし せい いち ろう 西 浩 一 郎 (1953年1月12日生)</p>	<p>1971年4月 福岡国税局入局 1995年7月 麴町税務署総括上席国税調査官 1998年7月 東京国税局主査 2005年7月 東京国税局総括主査 2009年7月 豊島税務署特別国税徴収官 2010年9月 税理士法人茂呂総合研究所所属税理士(現在)</p> <p>----- 〈補欠監査役候補者とした理由〉 西浩一郎氏は、国税局、税務署、税理士法人における長年の経験により税務、会計に関する豊富な知見と専門性を有しており、その豊かな経験と幅広い見識をもとに、当社の監査に反映していただくため、補欠監査役候補者といたしました。なお、同氏は、会社経営には関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>	<p style="text-align: center;">0株</p>

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者西浩一郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 西浩一郎氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 西浩一郎氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防護費用等の損害を補填することとしており、2024年7月更新の予定であります。西浩一郎氏の選任が承認され社外監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

第3号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続の件

当社は、当初2006年5月26日開催の当社取締役会および2006年6月29日開催の当社第174回定時株主総会の決議に基づき、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2021年5月14日開催の当社取締役会および2021年6月24日開催の当社第189回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、2024年6月25日開催予定の当社第192回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現プランの導入および継続の決定後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討を進めてまいりました。

その結果、2024年5月13日開催の当社取締役会において、社外取締役を含む取締役8名全員が出席し、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、現プランの一部修正を行ったプランを、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、継続（以下継続後の方針を「本プラン」といいます。）することを決定いたしましたのでお諮りするものであります。本プランの継続にあたり、本プランの対象となる当社株券等の買付けの範囲の見直し、対抗措置の発動に際して株主総会決議を経る場合の見直し（対抗措置の発動に際しては、原則として株主総会決議を経ることとします。）、一部語句の修正、整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません（本プランの内容につきましては、下記3「本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）」（14頁）をご参照ください。）。

<現プランを継続する理由>

当社が所属する靴業界におきましては、2020年初頭からのコロナ禍によりお客さまの価値観やワークスタイルが大幅に変化し、更に地政学リスク等に起因するエネルギー価格や原材料価格の高騰、急激な為替の変動等により事業環境は大きく変わり、厳しい環境が続いております。

当社は、このような環境のなか、3カ年の中期経営計画（2023年度から2025年度）を策定し、抜本的な構造改革による収益性の改善とデジタルデータの利活用による顧客経験価値の高いビジネスモデルの構築を重点課題に掲げ、ブランドごとのコンセプトやペルソナを明確にし、お客さまのニーズやライフスタイルの変化に適切かつ迅速に対応した商品・サービス等を提供することで、実店舗とEコマースのどちらでも、お客さまとの価値共創やお買い物ができる環境整備に取り組んでいる最中であります。

業績の推移は、コロナ禍直前の2018年度では売上高32,934百万円、営業利益878百万円でありましたが、2020年度には売上高19,200百万円（2018年度比41.7%減）、営業損失2,181百万円まで大幅に業績は低迷いたしました。

コロナ禍で毀損した業績の早期回復を目指して、これまでの3年間は、苦渋の選択ではありましたが生産子会社の解散、人員の削減等緊急的な構造改革を推し進めてまいりました。2023年度からの3年間で投資・成長のフェーズと位置づけ、新たな試みを進め、中期経営計画の最終年度である2025年度には、売上高26,000百万円（2020年度比35.4%増）、営業利益1,300百万円（営業利益率5.0%）、ROIC5.0%を目指しております。

当社業績の早期回復には、120年を超える長い歴史の中で、品質にこだわった製靴業のみならず、卸売事業や50年以上に亘って構築した全国展開のフランチャイズシステムを含めた小売事業のノウハウや経営方針・戦略が不可欠であると確信しております。

また、当社グループの利益の源泉は、主軸である「リーガル」ブランドの価値向上にあると考えております。「リーガル」のビジネスシューズの約90%は、国内の自社工場で生産しており、その生産量は、コロナ禍直前の2018年度では年間約64万足でしたが、2020年度では約30万足まで減少（2022年度で約41万足）したものの、国内の紳士革靴では業界最大級の生産数を維持しており、中期経営計画の着実な実行により2025年度では45万足まで回復することを目標としております。

このように当社が持続的に成長し企業価値を向上するためには、当社のモノづくりを支えていただいている国内タンナーや資材メーカー等のサプライチェーンの維持と基盤強化なくしては成り立ちえません。

そのため、これらのステークホルダーとの関係を無視した当社グループの「ブランド」や「生産設備・工場」のみに着目した同意なき買収は、中長期的な企業価値（当社グループが将来にわたって生み出すキャッシュ・フロー）の低下を招くおそれがあります。

したがって、当社グループの企業ミッション（下記2.（1）記載の当社グループの「ミッション・ビジョン・バリュー」を指します。）に賛同せず、短期的な利益を追求して中長期の企業価値向上を顧みない企業等による当社グループに対する同意なき買収への備えは、必要と考えております。

当社グループは今後も、当社を支えていただいている全てのステークホルダーの皆さまとの共創を通じて、日本の靴業界の成長・発展に努めてまいります。

一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大量買付行為がなされる可能性は、否定できない状況にあります。

金融商品取引法は、一定の大量買付行為に対し公開買付けを義務付けるとともに、開示や手続きに係るルールを定めておりますが、原則として市場外取引のみを適用対象としており、市場内取引については適用されません。また、突然の同意なき大量買付行為がなされた際に、株主の皆さまに対して必要な情報が提供されたうえで十分な検討期間を確保されることが必要であるにもかかわらず、対象企業からの質問に対し買付者は回答する必要がないと認める理由を明らかにしたうえで回答を拒否できること、公開買付け期間の上限が実質的に30営業日となる可能性が高いことなどから、株主の皆さまに必要な情報と検討期間が十分に確保されないリスクがあると考えられます。

当社の現プランの目的は、大量買付者やその提案内容などについて株主の皆さまの検討に必要な情報と時間を十分に確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為に対する対抗措置を準備しておくことにあります。

以上のことから、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に3年間を有効期間として、現プランの継続をご提案させていただくものであります。

1. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為（3.（2）「本プランの対象となる当社株式の買付」で定義されます。以下、同じとします。）や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、1902（明治35）年の創業以来、一貫して靴の企画・製造・販売に従事しております。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつととらえ、新しい価値の提案をし、提供することで事業の発展を図ってまいりました。

（1）当社グループの「ミッション・ビジョン・バリュー」

将来にわたって変化に対応し、業績を向上させ、従業員が活力を持って働いていくためには、企業構造の変革と従業員一人ひとりの自己変革が必要であり、その確固とした軸となる「ミッション・ビジョン・バリュー」を2024年4月新たに策定いたしました。

〈ミッション〉 “「ずっといい」を創造する”

時間が経つほど大事にされ、価値が生まれるような「ずっといい」暮らしや生き方を皆さまとともに創造していくことを目指します。

〈ビジョン〉 “人生に物語を、社会に豊かさを。”

一人ひとりの良質な毎日が積み重なり、未来には新しい文化が生まれ、社会は豊かになっていきます。私たちは人生に物語を、社会に豊かさをつくっていく会社を目指します。

〈バリュー〉 ・一人ひとりを想像する ・共に歩み、共に創る ・長く愛される品質を
・枠を超え、創造的に ・挑戦をやり遂げる

(2) 企業価値向上のための取り組み

①サステナビリティ経営

当社は、当社グループが様々な事業活動を推進していくうえで、持続可能な社会実現への貢献と中長期的な企業価値の向上が重要な経営課題であるとの認識に立ち、「サステナビリティ方針」を制定し、サステナビリティにおける取り組みを推進するために代表取締役社長を委員長とした「サステナビリティ委員会」を設置しております。

〈サステナビリティ方針〉

「当社およびグループ各社は、全ての企業活動が、豊かな自然環境と人々の生活の上に成り立っていることを認識し、ステークホルダーと共に成長・共創することにより、豊かで持続可能な社会の実現を目指します」

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、機会とリスクの両面から抽出した当社グループの重要課題（マテリアリティ）として以下の5つを特定し、2024年度の重点取り組み事項といたしました。

- (i) 気候変動への対応
- (ii) 循環型社会の実現
- (iii) 持続可能なサプライチェーンの構築
- (iv) 地域社会への貢献
- (v) 一人ひとりが活躍できる環境整備と人材育成

当社グループは事業活動を通じて、ステークホルダーと共に、よりよい未来の社会づくりに貢献してまいります。

②人的資本経営

当社グループは「ステークホルダーと共に成長・共創することにより、豊かで持続可能な社会の実現を目指す」ために、様々な人事戦略に取り組んでおります。

人材育成に関する方針は、「従業員一人ひとりが役割を理解し、行動する自律的組織」を目指し、「多様性を活かす」「挑戦を促す」「成長を支援する」を柱に制度・風土・マインドの観点から人材育成を行っています。

社内環境整備に関する基本方針は、働く場所の柔軟化としてテレワーク制度を導入し、在宅勤務やサテライトオフィスの利用、WEB会議システムの活用等を推進しています。

育児・介護の両立支援については、短時間正社員制度、育児休業中の従業員への社内情報の定期配信によるフォロー、短時間勤務制度の拡充、育児・介護、配偶者の転勤等やむを得ない事情で退職された社員の復帰を認めるカムバック制度の導入等、長く働き続けられる社内環境整備に積極的に取り組んでおります。

③コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の経営責任をより明確にするため、任期を1年とするとともに、業務執行機関の監督・監査機能を強化するため、東京証券取引所の定めに基づく独立社外取締役2名（うち女性1名）、独立社外監査役2名（うち女性1名）を選任しております。

取締役には、取締役会に必要な専門性と経験を一覧にしたスキルマトリクスに基づき、知識・経験のバランスを考慮して配置するよう努めております。

また、事業年度毎に取締役会の実効性の分析・評価を行い、その改善に向けた継続的な施策推進にも取り組んでおります。

なお、当社は、2024年3月4日開催の当社取締役会において、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を目的として、執行役員制度の導入により取締役会の構成を見直し、経営の意思決定・監督と業務執行の役割分担を明確にし、常勤取締役を2名減員し取締役会における独立社外取締役の比率を3分の1とする取締役選任議案を、2024年6月25日開催予定の当社第192回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

④株主還元方針

当社は、当業界の収益が市場動向による影響を受けやすいことから、将来にわたり安定的な経営基盤の確保と競争力の強化のため、内部留保の充実に留意いたしますとともに、配当政策につきましては、連結配当性向50%以上を目標としたうえで、今後の事業投資と基盤投資も勘案し、安定的な配当を目指すことを基本方針といたしております。

(3) 中期経営計画達成のための取り組み

①顧客戦略

DXの取組みの一環として、「データ統合基盤」の整備を進め、これまで個別に管理されていた会員情報を一元化し、より高いレベルでサービスや商品提案することで会員の離反防止、会員数の増加を図り、2年以内に購買履歴のある会員数を72万人（2023年3月末）から80万人（2026年3月末）以上に拡大することを目標としております。

②ブランド戦略

顧客から見えているブランド価値の変化を的確にとらえ、変化し続ける顧客のインサイトを理解して新たなペルソナを設定し、ブランド・カテゴリ・商品のレベルで戦略を展開いたします。

③リアル・EC店舗戦略

EC店舗の意義・役割は、顧客接点の拡大・拡張・多様化などのマーケットを拓けることにあり、リアル店舗との融合が主眼となります。リアル店舗の意義・役割を明確にし、「感動」という顧客経験価値をもたらし、小売事業の売上高を拡大し、セグメント売上高構成比を61.5%（2023年3月期）から65.0%（2026年3月期）へ高めてまいります。

④新規事業戦略

デジタルを軸とした事業再編で最適な事業バランスを実現し、新たな事業創出に挑戦いたします。また、海外子会社を販売拠点として活用し、新たな海外事業の機会を拡大いたします。

3. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

(1) 本プラン継続の目的

本プランは、上記1. に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現プランを継続するものです。

当社は、当社株式に対する大量買付行為や買付提案が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合にそれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、前述のとおり、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が株式の大量買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大量買付等が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大量買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大量買付等がなされた場合の対応方針として、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現プランの内容を一部語句の修正を行い、本プランとして継続することといたしました。

本プランの概要（フロー）につきましては、後記＜参考資料＞をご参照ください。

（2）本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付行為とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

を意味し（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を「大量買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。以下同じとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。以下同じとします。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします(かかる判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。)。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(3) 特別委員会の設置

大量買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大量買付ルールが遵守された場合でも、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に特別委員会規程(概要につきましては、別紙1をご参照ください。)に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から選任します。本プラン継続後の特別委員会委員には、いずれも2024年3月期における取締役会の出席率が100%である社外取締役の山本真氏および上田美帆氏ならびに就任後開催した取締役会および監査役会の出席率が100%である社外監査役の中川ゆき子氏および西田章氏の4名の就任を予定しております(略歴につきましては、別紙2をご参照ください。)

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大量買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

(4) 大量買付ルールの概要

当社が設定する「大量買付ルール」とは、①大量買付者に対して、事前に当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報の提供を求め、②大量買付行為につき当社取締役会等による一定の評価・検討期間を確保したうえで株主の皆さまに当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉・協議を行っていくための手続を定めています。その概要は以下のとおりです。

①大量買付者による意向表明書の当社への事前提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、まず、大量買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した「意向表明書」を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大量買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大量買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大量買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大量買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じてその内容についても公表します。

②大量買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記①(a)～(f)の全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大量買付者に対して大量買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）のリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を記載した書面を交付します。そして大量買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は次のとおりです。その具体的内容は、大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- (c) 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

- (d) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 大量買付行為の完了後に想定している当社および当社グループの役員構成（候補者の氏名および略歴、就任に関する候補者の内諾の有無、ならびに当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大量買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大量買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大量買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大量買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して、適宜合理的な期限を定め（最初に大量買付情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、必要情報がそろそろまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大量買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大量買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大量買付者に発送し、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大量買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全てそろわない場合であっても、大量買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記③の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

③当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、大量買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大量買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

(5) 大量買付行為が実施された場合の対応方針

①大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、原則として、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保または向上のために、速やかに株主総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主総会を招集したうえで、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくものとします。株主総会の開催と、議案の成否に伴う以後の対応等に関しては、下記③のとおりです。

但し、大量買付者が株主総会を開催するために必要な期間の確保に協力しないことその他の理由により、大量買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるかまたは困難であると判断される場合は、その具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、原則として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を講じることにより大量買付行為に対抗することといたします。

なお、大量買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大量買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大量買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かの判断、大量買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるかまたは困難であるか否かの判断、および大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかったものとして対抗措置を発動すべきか否かの判断に際し、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重するものとします。

②大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するにとどめ、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が例えば以下の(a)から(h)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に、当社取締役会は、取締役会評価検討期間内に株主総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主総会を招集したうえで、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくものとします。株主総会の開催と、議案の成否に伴う以後の対応等に関しては、下記③のとおりです。

(a) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

- (b) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (e) 大量買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大量買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (g) 大量買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (h) 大量買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆さまはもとより、当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

③取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置のひとつとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。この場合、大量買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

また、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合であって、当社取締役会が対抗措置の発動について株主の皆さまの意思を確認するための株主総会を開催することとした場合、または大量買付者が大量買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会は、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大量買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集ご通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、当該株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

他方、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

④大量買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記（４）①「大量買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了の期間を「大量買付行為待機期間」とします。株主検討期間を設ける場合は、上記（４）①「大量買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間終了までの期間を「大量買付行為待機期間」とします。そして大量買付行為待機期間においては、大量買付行為は実施できないものとします。

したがって、大量買付行為は、大量買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

⑤対抗措置発動の停止等について

上記③において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でない当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償割当てを中止することにより、また、新株予約権の無償割当て後、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆さまの新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

(6) 本プランが株主の皆さまに与える影響等

①大量買付ルールが株主の皆さまに与える影響

大量買付ルールは、株主の皆さまが大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報および提案のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大量買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切にご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記(5)「大量買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否か等により大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

②対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆さま（大量買付ルールを遵守しない大量買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。以下、本項において同じとします。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い適時・適切に開示いたします。

対抗措置のひとつとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆さまに対して割当を実施します。株主の皆さまは引受の申込を要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込や払込等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大量買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(7) 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとし、有効期限は2027年6月開催予定の当社第195回定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容につきまして速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、特別委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

4. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

① 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）および経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足するとともに、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものとなっております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、上記3.(1)「本プラン継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

③株主意思を反映するものであること

本プランの継続は、株主総会における株主の皆さまのご賛同を得られることを条件としております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会または取締役会の決議において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとなっております。加えて、当社取締役の任期は1年間であり、毎年取締役選任手続を通じて、本プランの継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の皆さまの意思を反映させることができます。その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆さまのご意向が反映されます。

更に、本プランでは、大量買付者が大量買付ルールを遵守する場合、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。また、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合であっても、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動する際には、原則として、株主総会において対抗措置発動の決議を経ることとしております。その意味で、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆さまのご意向が直接的に反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記3.(5)「大量買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

⑤デッドハンド型およびスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社においては取締役の任期を1年としておりますので、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・特別委員会の委員の任期は、本対応方針（本プラン）の有効期限、または、当社社外取締役もしくは社外監査役としての任期の満了時のいずれか早い時点までとする。
- ・特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する。
- ・特別委員会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かの判断、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・特別委員会の決議は、特別委員会の委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

特別委員会委員の略歴

本プラン継続後の特別委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

氏名 山本 真 (当社独立社外取締役)
1952年生まれ

(略歴)

2007年7月 あいおい損害保険株式会社執行役員
2010年6月 同社常勤監査役
2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常勤監査役
2014年3月 同社退社
2018年6月 当社社外取締役 (現在)

氏名 上田 美帆 (当社独立社外取締役)
1972年生まれ

(略歴)

1999年4月 弁護士登録
沼田法律事務所
2017年4月 サンライズ法律事務所 (現在)
2018年6月 トレイダーズホールディングス株式会社社外取締役
ジェコス株式会社補欠監査役 (現在)
2021年6月 当社社外取締役 (現在)
2022年12月 株式会社マリオン社外取締役 (監査等委員) (現在)
2023年6月 株式会社熊谷組社外監査役 (現在)

氏名 中川 ゆき子 (当社独立社外監査役)
1969年生まれ

(略歴)

1994年10月 監査法人トーマツ
2000年4月 中川公認会計士事務所 開設 同所所長 (現在)
2004年4月 青山学院大学経済学部 税理士特別講座担当講師 (現在)
2006年1月 株式会社ベクトル
2021年2月 株式会社キャンドゥ補欠取締役 (監査等委員) (現在)
2021年6月 平安レイサービス株式会社補欠監査役 (現在)
2023年6月 当社社外監査役 (現在)
当社特別委員会委員 (現在)

氏 名 西 田 章 (当社独立社外監査役)
1972年生まれ

(略歴)

1999年 4 月 弁護士登録
長島・大野法律事務所 (現：長島・大野・常松法律事務所)
2002年 9 月 経済産業省 出向
2004年 7 月 日本銀行 出向
2006年 11月 西田法律事務所 開設 (現在)
2017年 10月 株式会社小林洋行社外取締役 (監査等委員) (現在)
2023年 6 月 当社社外監査役 (現在)
当社特別委員会委員 (現在)

(注)1：上記、各特別委員会委員と当社の間には特別の利害関係はありません。各社外取締役・社外監査役は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(注)2：各社外取締役の2024年3月期の取締役会出席率は100% (10回中10回) であり、社外監査役の就任後開催した取締役会出席率は100% (8回中8回)、監査役会出席率は100% (6回中6回) であります。

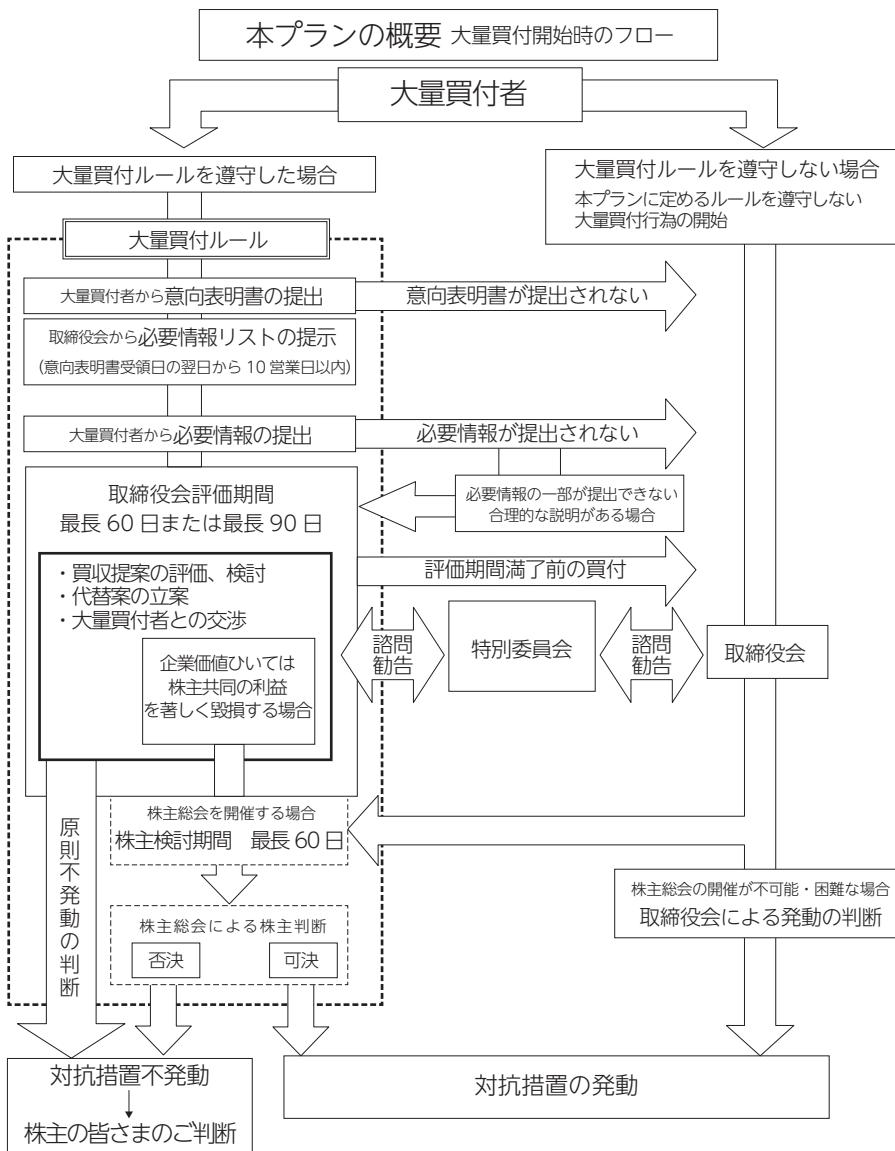
以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込をさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。ただし、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

以 上

<参考資料>



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限の解除に伴い経済活動の正常化が進み、緩やかな回復傾向にあります。一方で、国際情勢に起因するエネルギー価格や原材料価格の高騰、為替相場の変動等により消費者物価は上昇し、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

靴業界におきましても、原材料価格、商品仕入原価の高騰等により厳しい経営環境が続くなか、経済・社会活動の正常化により需要は回復基調となったものの、商品価格の上昇に伴い、高付加価値商品と値ごろ感のある商品への消費の二極化傾向が顕著となりました。

このような環境のなか、当社グループは3カ年の中期経営計画（2023年度から2025年度）に基づき、抜本的な構造改革による収益性の改善とデジタルデータの活用による顧客経験価値の高いビジネスモデルの構築を重点課題に掲げ、ブランドごとのコンセプトやペルソナを明確にし、お客さまのニーズやライフスタイルの変化に適切かつ迅速に対応した商品・サービス等を提供することで、実店舗とEコマースのどちらでも、お客さまとの価値共創やお買い物ができる環境整備に取り組んでまいりました。

商品・販促面につきましては、猛暑や暖冬の影響により季節商材の需要期が大きく変化しているなか、販促施策や商品MDサイクルの見直しを図っております。また、新たな取り組みとして、ブランドやショップロイヤリティ向上と顧客認知・接点強化施策として、オウンドメディアを介したWEBコンテンツの「REGAL SHOES “Visit”」や「THE SHOES FOR LIFE」等を配信し、新たな顧客獲得にも注力いたしました。

売上高につきましては、直営小売店舗や都市型の百貨店業態を中心に、外出機会の増加や企業活動の正常化に伴うビジネスユースやインバウンド需要の回復もあり、季節に左右されない付加価値の高いビジネスシューズや汎用性のある商品の販売が堅調に推移いたしました。また、当社ブランドの認知度向上と販売チャネル増加を目的とした外部ECモールへの取り組みを強化したことや、新業態・業種への新規取引が徐々に増加したことにより、全体の売上高は前年同期比で、5.2%の増収となりました。

利益面につきましては、原材料価格、商品仕入原価の高騰等により一部商品の価格改定を行うとともに、展開アイテムの適正化及び在庫効率改善施策を実施したことにより、値引額や滞留在庫品は減少し、事業活動の正常化に伴い販売費及び一般管理費は増加したものの、売上総利益額の増加等により営業利益、経常利益ともに前年実績を上回りました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、法人税等合計の計上が増加したことから、前年実績を下回りました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は23,731百万円(前年同期比5.2%増)、営業利益は518百万円(前年同期比76.5%増)、経常利益は536百万円(前年同期比33.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は427百万円(前年同期比12.9%減)の計上となりました。

事業部門別の概況は次のとおりであります。

① 靴小売事業

靴小売事業では、WEBコンテンツを介したコーディネート・商品提案や需要期の販促提案、SNSを活用したお客さまとの情報共有等、オムニチャネル化の推進による顧客接点の拡大と顧客経験価値の向上に注力いたしました。

国内直営小売店の売上高は、主力の「リーガルシューズ店」では、当社の売上構成比が一番高い3月の実需期に合わせ販促キャンペーンを実施したことに加え、企業活動の正常化に伴うフレッシュャーズやビジネスユース需要の回復等によりビジネスシューズの動向が堅調に推移したことから、2024年1月から3月までの売上高は前年と比較して23.6%の増収となりました。年間を通して、コロナ禍を契機とした価値観の変化等により、良いものを長く使いたい品質重視の傾向が高まっており、高品質、高付加価値な商品の需要は高く、季節に左右されないON・OFF兼用等汎用性の高い革靴の販売が好調に推移したこともあり、当連結会計年度における売上高は、前年同期比で7.0%の増収となりました。

また、「アウトレット店」につきましても、インバウンド需要の回復、各種イベントや行楽等外出機会の増加もあり、前年同期比で6.6%の増収となりましたが、ECサイトである「リーガルオンラインショップ」につきましては、対面型サービスの復調に伴い実店舗への集客が増加したこと等により、前年同期比で2.5%の増収に留まりました。

サステナビリティへの取組みとしまして、小売店舗内に有料の「シューケアサービスコーナー」の設置を積極的に行っており、お客さまが購入後の靴を適切なメンテナンスやケアにより長くご愛用いただけるようサポートしております。(直営小売店110店舗設置済)

当連結会計年度の国内直営小売店舗におけるシューケアサービスの受注件数(施術数)は、前年同期比で13.4%増の14万9千件、靴販売足数に対する受注件数の割合は27.9%となりました。

当連結会計年度の店舗展開につきましては、9店舗を出店、5店舗を改装し、不採算店舗5店舗を閉店いたしました。(直営小売店の店舗数117店舗、前連結会計年度末比4店舗増)

この結果、当連結会計年度の売上高は14,453百万円(前年同期比4.3%増)、営業利益は406百万円(前年同期比0.1%減)となりました。

② 靴卸売事業

靴卸売事業では、取引先の減少・売場縮小等が進むなか、収益性の改善に向けた既存取引先への販売方法の見直しや新たな顧客創造としての新規取引先開拓に取り組んでまいりました。

業態別では、主力の百貨店業態につきましては、首都圏を中心に都市型店舗では、人流や各種イベントの増加、インバウンド需要の回復等により、比較的単価の高いビジネスシューズやカジュアルシューズの動向は回復基調で、昨年11月に実施した価格改定もあり、売上足数は微減ながらも、売上高は堅調に推移いたしました。一方で地方の百貨店や大型チェーン店等では店舗運営の効率化や消費者物価上昇の影響による低価格志向も見られ、当社商品の取り扱いが減少したことなどにより低調に推移いたしました。

一般的には、各種企業向けOEM等の開発提案や新業態・業種への新規取引先開拓、外部ECモールへの取り組み強化等もあり、全体の売上高は前年同期比で6.8%の増収、利益面につきましても回復基調にあります。また、同業他社やアパレル企業、インフルエンサーとのコラボレーションやセレクトショップとのイベント開催等を積極的に行い、新たな販路・顧客も徐々に増加しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,267百万円(前年同期比6.8%増)、営業利益は88百万円(前年同期は営業損失166百万円)となりました。

③ その他事業

報告セグメントに含まれない不動産賃貸料の収入など、その他事業の当連結会計年度の売上高は139百万円(前年同期比7.7%減)、営業利益は6百万円(前年同期比78.8%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、308百万円であります。

主なものは、「リーガルシューズテラスモール湘南店」など直営店舗を新たに outlets したことや、「リーガルシューズ吉祥寺店」など直営店舗の改装による店舗内装工事費等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、記載すべき重要な事項はありません。

なお、当社は、中長期運転資金(既存借入金の借換資金を含む。)として、金融機関と2024年3月29日に2,000百万円のタームローン契約を締結し、2024年4月30日付で2,000百万円の借入を実行しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、行動制限の解除に伴い緩やかな回復傾向となっておりますが、エネルギー価格や原材料価格の高騰、為替相場の変動等により消費者物価は上昇し、依然として先行きの不透明な状況が続いております。このような状況下におきまして、当社グループは、中長期にわたる持続的な成長と安定的な収益基盤の実現を目指し、3カ年の中期経営計画(2023年度から2025年度)とミッション・ビジョン・バリューを新たに策定し、抜本的な構造改革による収益性の改善とデジタルデータの利活用によるビジネスモデルの構築を重要課題に掲げ、以下の事項に取り組んでまいります。

① ブランド価値の向上

ブランドごとのコンセプトやペルソナを明確にし、ブランド価値の向上を図ってまいります。主力である「リーガル」は、当社の企業ミッションである「「ずっといい」を創造する」を具現化する代表ブランドとして製品・機能・サービスを繋ぐ一貫体制により、お客さまへの提供価値を高めてまいります。

② デジタルデータの環境整備と利活用によるビジネスモデルの構築

企画・開発、製造、調達、販売までが一元管理ができる調達販売連携システムを開発・稼働し、お客さまのニーズやライフスタイルの変化に適切かつ迅速に対応した商品・サービス等を提供することで、実店舗とEコマースのどちらでもお客さまとの価値共創やお買い物ができる環境を整備し、顧客経験価値の高いビジネスモデルの構築を目指してまいります。

③ 在庫効率の改善による収益性の向上と物流プロセスの効率化

取扱いブランド、展開アイテム数の適正化を行い、商品ごとの完成度を高めるとともに在庫効率の改善により、収益性の向上を図ってまいります。国内自社生産の強みを生かし、お客さまのニーズを的確にとらえた短納期少量生産の実現を目指すとともに、物流プロセスの効率化によるコスト削減にも取り組んでまいります。

④ サステナビリティの推進

全ての企業活動が、豊かな自然環境と人々の生活の上に成り立っていることを認識し、ステークホルダーの皆さまと共に成長・共創してまいります。品質の維持・向上を基本とし原材料や海外を含めた生産拠点の見直し等を行い、持続可能なサプライチェーンの基盤強化を目指すとともに、環境配慮型商品の開発、製商品の長期利用の促進等により、3Rの推進にも取り組んでまいります。

⑤ 人的資本経営とダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン

従業員一人ひとりが役割を理解し、行動する自律的組織を目指し、“多様性を活かす、挑戦を促す、成長を支援する”を柱に制度・風土・マインドの観点から人材の育成を図り、中長期的な経営戦略を実現するために必要な人材の確保、人的資本への投資を行ってまいります。個々の多様性を尊重し、その多面性を活かすことにより、創造性やイノベーションを促進し、誰もが貢献できる企業環境を創造してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻をたまわりますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	第 189 期 (2020年4月～ 2021年3月)	第 190 期 (2021年4月～ 2022年3月)	第 191 期 (2022年4月～ 2023年3月)	第 192 期 (2023年4月～ 2024年3月)
売 上 高 (百万円)	19,200	20,814	22,561	23,731
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	△2,181	159	293	518
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△2,087	299	401	536
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	△4,417	138	491	427
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△1,392.12	43.49	153.78	133.92
総 資 産 (百万円)	27,871	27,383	27,500	27,796
純 資 産 (百万円)	10,285	10,281	10,963	12,450

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 第190期より「収益認識会計基準」等を適用しており、第190期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
 3. 第192期の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株 式 会 社 リ ー ガ ル 販 売	10	100.0	各 種 靴 の 卸 売
株 式 会 社 リ ー ガ ル リ テ ー ル	10	100.0	各 種 靴 の 小 売
チ ョ グ シ ュ ー ズ 株 式 会 社	10	100.0	各 種 靴 の 製 造

- (注) 1. 連結対象子会社は、上記の3社を含め14社(前期15社)であり、持分法適用関連会社は1社(前期1社)であります。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、紳士靴、婦人靴、安全靴および諸官庁向特殊靴等を企画、製造、仕入、販売しております。

(8) 主要な営業所および工場

当社

本店所在地 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

事業所 本店、大阪支店（大阪市中央区）

子会社

販売会社 (株)リーガル販売（千葉県浦安市）、(株)リーガルリテール（千葉県浦安市）、上海麗格鞋業有限公司（中国上海市）

生産会社他 岩手製靴(株)（岩手県盛岡市）、岩手シューズ(株)（岩手県奥州市）、チヨダシューズ(株)（新潟県加茂市）、(株)ニッカエンタープライズ（千葉県柏市）、加茂製靴(株)（埼玉県南埼玉郡）、(株)リーガルビジネスサポート（千葉県浦安市）、香港麗格靴業有限公司（香港）、蘇州麗格皮革制品有限公司（中国江蘇省）

直営小売店

117店舗（うち当社 30店（オンラインショップを含む）、(株)リーガルリテール 83店、上海麗格鞋業有限公司 2店、香港麗格靴業有限公司 2店）

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	550名	26名減
女 性	402名	8名増
合 計	952名	18名減

(注)従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除く）であり、臨時従業員613名（パートタイマーおよび契約社員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,232
株式会社三菱UFJ銀行	1,200
みずほ信託銀行株式会社	700
株式会社千葉銀行	700
シンジケートローン	3,484

(注)シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 13,000,000株
- (2) 発行済株式総数 3,250,000株 (自己株式 50,340株を含む)
- (3) 株 主 数 7,460名 (前期末比 274名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
株式会社ニッピ	465	14.56
平和株式会社	159	4.97
みずほ信託銀行株式会社	137	4.30
中央建物株式会社	108	3.38
リーガル取引先持株会	100	3.15
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	79	2.49
株式会社三菱UFJ銀行	78	2.46
株式会社みずほ銀行	68	2.15
株式会社ダブルエー	66	2.07
ミツワ産業株式会社	59	1.84

- (注) 1. 当社は自己株式50,340株を保有していますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式(50,340株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称 (発行決議の日)	保有人数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	払込金額	行使価額	行使期間
第2回新株予約権 (2011年1月31日)	取締役2名	普通株式 1,594株	払込を要しない	1株あたり 1円	2011年2月17日 ～2041年2月16日
第3回新株予約権 (2012年1月31日)	取締役2名	普通株式 1,214株	払込を要しない	1株あたり 1円	2012年2月17日 ～2042年2月16日
第4回新株予約権 (2013年2月5日)	取締役2名	普通株式 784株	払込を要しない	1株あたり 1円	2013年2月22日 ～2043年2月21日
第5回新株予約権 (2014年2月4日)	取締役2名	普通株式 781株	払込を要しない	1株あたり 1円	2014年2月21日 ～2044年2月20日
第6回新株予約権 (2015年2月6日)	取締役2名	普通株式 786株	払込を要しない	1株あたり 1円	2015年2月24日 ～2045年2月23日
第7回新株予約権 (2016年2月4日)	取締役2名	普通株式 872株	払込を要しない	1株あたり 1円	2016年2月22日 ～2046年2月21日
第8回新株予約権 (2017年2月3日)	取締役2名	普通株式 875株	払込を要しない	1株あたり 1円	2017年2月20日 ～2047年2月19日
第9回新株予約権 (2018年2月2日)	取締役2名	普通株式 860株	払込を要しない	1株あたり 1円	2018年2月19日 ～2048年2月18日
第10回新株予約権 (2019年2月5日)	取締役2名	普通株式 905株	払込を要しない	1株あたり 1円	2019年2月22日 ～2049年2月21日
第11回新株予約権 (2020年2月3日)	取締役2名	普通株式 912株	払込を要しない	1株あたり 1円	2020年2月20日 ～2050年2月19日
第12回新株予約権 (2021年2月5日)	取締役3名	普通株式 1,788株	払込を要しない	1株あたり 1円	2021年2月22日 ～2051年2月21日
第13回新株予約権 (2023年2月8日)	取締役6名	普通株式 4,940株	払込を要しない	1株あたり 1円	2023年2月27日 ～2053年2月26日
第14回新株予約権 (2024年2月8日)	取締役6名	普通株式 4,404株	払込を要しない	1株あたり 1円	2024年2月26日 ～2054年2月25日
行使条件	新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。				

(注) 1. 社外取締役、監査役には新株予約権を付与していません。

2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	安田直人	
取締役	浦聖貴	管理本部長
取締役	青野元一	営業統括本部長
取締役	白崎裕公	管理副本部長
取締役	横尾厚史	営業統括副本部長 経営企画室管掌
取締役	小林真一郎	調達本部長
取締役	山本真	
取締役	上田美帆	サンライズ法律事務所 弁護士 ジェコス株式会社補欠監査役 株式会社マリオン社外取締役（監査等委員） 株式会社熊谷組社外監査役
常勤監査役	古賀辰哉	
常勤監査役	内堀慎一	
監査役	中川ゆき子	中川公認会計士事務所 公認会計士 株式会社キャンドウ補欠取締役（監査等委員） 平安レイサーサービス株式会社補欠監査役
監査役	西田章	西田法律事務所 弁護士 株式会社小林洋行社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 代表取締役社長安田直人氏は、2024年4月1日付で取締役会長に就任いたしました。また、取締役青野元一氏は、同日付で代表取締役社長に就任いたしました。
2. 取締役山本真氏および上田美帆氏は、社外取締役であります。
3. 監査役中川ゆき子氏および西田章氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中川ゆき子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2023年6月27日開催の第191回定時株主総会において、内堀慎一氏、中川ゆき子氏および西田章氏が監査役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2023年6月27日開催の第191回定時株主総会終結の時をもって、監査役大倉喜彦氏および立馬歳郎氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役山本真氏、上田美帆氏および各監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用等の損害を補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社におけるすべての取締役、監査役でありその保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 山本真氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況と社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会10回すべてに出席し、主に損害保険業界における長年の経験、幅広い見識から財務管理および内部統制システムについて当社に有用な発言等を行い、更に会社経営の豊富な経験と幅広い見識から議案の審議に必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役 上田美帆氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

サンライズ法律事務所ならびにジェコス株式会社、株式会社マリオンおよび株式会社熊谷組と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況と社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会10回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門性からリスクマネジメントやコンプライアンスをはじめとしたコーポレート・ガバナンス体制の強化に関する課題の指摘や提言を行い、更に上場会社の社外取締役・社外監査役としての経験と幅広い見識から議案の審議に必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 監査役 中川ゆき子氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中川公認会計士事務所ならびに株式会社キャンドウおよび平安レイサービス株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

就任後開催した取締役会8回すべてに出席し、また、監査役会6回すべてに出席し、公認会計士としての財務および会計に関する専門的知見と豊富な経験を有しており、その実績により培われた専門知識を活かし、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

④ 監査役 西田章氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

西田法律事務所および株式会社小林洋行と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

就任後開催した取締役会8回すべてに出席し、また、監査役会6回すべてに出席し、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験に加え、上場会社での社外取締役（監査等委員）としての豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(6) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬 (賞与)	非金銭報酬 (ストックオプション)	
取締役 (うち社外取締役)	105 (13)	76 (12)	19 (1)	9 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	37 (12)	37 (12)	-	-	6 (4)
合計 (うち社外役員)	143 (25)	114 (24)	19 (1)	9 (-)	14 (6)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。
 2. 上記報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上記報酬等の総額には、2023年6月27日開催の第191回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名への支払いを含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として連結営業利益を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。業績指標として連結営業利益を選定した理由は、当社グループの近時の対処すべき課題として、収益性の早期改善を重要課題に掲げ、これを改善すべく当事業年度の経営計画において連結営業利益の目標達成評価を最重要指標と設定したためです。

業績連動報酬等の額の算定方法は、当社取締役会においてあらかじめ定める対象取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、当事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された賞与係数を乗じた額としております。当事業年度の連結営業利益の推移は1. (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

③ 非金銭報酬等の内容

業務執行取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、業務執行取締役に対しストックオプションとしての新株予約権を毎年一定の時期に交付しております。当該ストックオプションとしての新株予約権の内容は、取締役退任時に一定の権利行使期間を設定し、各取締役の個人別支給額（ストックオプションの割当株数）の決定にあたっては、各取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、当該ストックオプション1株当たりの公正評価額で除することにより算出し、新株予約権を交付しております。その交付状況は3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2009年6月24日開催の第177回定時株主総会において年額250百万円以内（うち、社外取締役年額25百万円以内）と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、ストックオプションとしての株式報酬の額を年額20百万円以内（社外取締役は交付対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は1名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2009年6月24日開催の第177回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業業績と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして機能し、株主利益とも連動し、かつ、各事業年度の経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

- ・ 取締役の報酬は、毎月定時定額で支給する基本報酬、短期業績に連動する報酬としての賞与、株価によって変動する株式報酬であるストックオプションとしての新株予約権により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、ストックオプションとしての新株予約権は交付しない。
 - ・ 基本報酬は、役位、職責に応じて他社水準、従業員の給与水準および中長期実績や過去の支給実績を総合的に勘案して決定する。
 - ・ 業績連動報酬等は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定時期に支給する。
 - ・ スtockオプションとしての株式報酬は、各業務執行取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、公正評価額で除することにより算出して、毎年一定時期に新株予約権を交付する。
 - ・ 種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、職責および業績連動報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準、従業員の給与・賞与水準を参考に、社外取締役を含む取締役会において協議を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議内容を踏まえたうえで、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。
- なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝75：20：5とする。（業績指標を100%達成の場合）

ウ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外取締役を含む取締役会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な協議を行っているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2023年6月27日開催の取締役会にて代表取締役社長安田直人に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を含む取締役会において原案を協議し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議の内容を踏まえ報酬等の決定を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

藍監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

30百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬額の見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、金融商品取引法に基づく監査業務の報酬と会社法に基づく報酬を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- (1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社長をコンプライアンス最高責任者、管理本部担当取締役をコンプライアンス統括責任者とし、当社および当社グループ（以下「当社グループ」という。）の全役職員が法令・定款はもとより、当社の経営理念・目標、各種内部ルール、社会規範に則し適正な職務を執行し得る態勢を整備する。
 - ② コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンスマニュアルの作成等、コンプライアンス推進のためのルール・体制の整備を行うとともに、内部監査室長にその取組状況を監査させる等、コンプライアンスの徹底を図る。また、総務法務部をコンプライアンス推進部門として当社グループの役職員に対する啓蒙・教育に当たらせる。
 - ③ コンプライアンス統括責任者は、内部通報窓口を設置する等、当社グループの役職員のコンプライアンス違反情報を速やかに収集する体制を確保する。違反情報については、内部監査室・関係部門と連携して事実を調査し、再発防止策を決定するとともに、重大な違反については、取締役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役会は文書管理規程を定め、総務法務部長を管理責任者として、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存、管理する。取締役、監査役はいつでもこれら文書または電磁的媒体を閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループを取り巻くリスクを自然災害、事故、内・外的要因や社会的要因に層別して認識し、経営企画室が当社グループのリスクの監視・対応を行う。
 - ② 当社グループの取締役は各部門長と協同して、担当業務に付随する個別リスクの監視・対応を行うものとし、適宜その状況や対応を取締役に報告・協議する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社の取締役会は、当社グループの取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行えるよう、職務分掌、職務権限、決裁基準はじめ各種ルールやITインフラ等の整備を促進する。
 - ② 当社の取締役会は毎期経営計画を策定し、事業部門またはグループ会社毎に業績目標を設定するとともに、これを所管する各取締役は、計画・目標を具体化するために担当部門の事業計画を策定し、実施すべき施策、予算、組織体制や要員を決定する。
 - ③ 当社の取締役は、原則毎月経営計画の進捗状況を経営会議等でレビューし、四半期毎に取締役会に報告する。取締役会では進捗状況を評価し、今後の推進に向けた対応を担当部門またはグループ会社に指示する等、職務の効率的遂行を図る。
- (5) 当社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 販売子会社は営業統括本部長を、生産子会社は調達本部長をそれぞれ責任者として、法令遵守体制・リスク管理体制を構築するほか、コンプライアンス統括責任者は当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを統括し、徹底を図る。
 - ② 当社の子会社の取締役等は、その職務の執行状況について定期的に当社に対して報告を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、必要に応じその職務を補助すべき使用人に対し、監査に必要な事項を命令することができる。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から命令を受けたその職務を補助すべき使用人は、当該職務の執行に関して取締役等の指示命令を受けない。

- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役および使用人等は、当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに監査役に報告する。
 - ② 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- (9) 監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会に出席するほか随時取締役・会計監査人と意見交換する。
 - ② 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査の実効性を担保すべく適切に対応する。
- (10) 反社会的勢力排除のための基本的な考え方および整備状況
- ① 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。
 - ② 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署を総務法務部とするほか、各部門長を責任者として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社グループでは、コンプライアンスマニュアルに基づき、全役職員が法令、定款をはじめ各種ルールに則って行動するよう徹底を図るとともに、内部通報制度として社内窓口を総務法務部、社外窓口を顧問弁護士事務所に設け、全役職員に周知徹底し、通報があった場合は、その内容の事実確認を行った後、速やかに対策を実施しております。また、全役職員の遵法意識向上のため、毎月「コンプライアンス便り」等を発信し、社内啓蒙活動を行っております。

(2) 職務執行が効率的に行われることに対する取組み

取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款および社内規則等で定められた事項、その他経営に関する重要事項について意思決定を行っております。また、業務執行や経営戦略に関わる重要事項について慎重かつ迅速に決定、執行を行うため取締役、監査役等によって構成される経営会議等を適宜開催し、事前に議論および審議を行っております。

(3) リスク管理に対する取組み

「情報セキュリティポリシー」に則り情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの情報セキュリティに関するマネジメント体制およびリスク状況を評価しております。

また、BCP対応、人材の確保・流出防止や生産性の向上等を目的としたテレワーク勤務規程を制定し、有事においてもWEB会議等を活用し、円滑な業務実施・継続を可能にしております。

(4) 企業集団における業務の適正の確保に対する取組み

内部監査室が、内部監査年間計画に基づき、当社およびグループ各社への内部監査ならびに内部統制の整備、運用状況の確認を行っております。また、取締役会や経営会議等に出席し、経営課題等へのモニタリングを実施する等、当社グループの業務の適正の確保に取り組んでおります。

8. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

ア. 当社の事業ミッションと企業理念

当社は「靴を通して、お客さまに、足元から美と健康を提供する」という事業ミッションを掲げ、

- ① 私たちは、お客さま第一にマーケット志向で行動する顧客創造企業を目指します。
- ② 品質重視に徹した靴作りとサービスで、お客さまに安全と安心と満足を提供します。
- ③ コンプライアンスの徹底と、事業を通じての人材の育成に努め、社会の皆さまから高い信頼を得る企業を目指します。

という企業理念で経営に取組み、企業価値の向上を図るとともに、社会と経済の発展にも貢献することを経営の基本としてまいりました。

当社は、1902年（明治35年）の創立以来、一貫して靴の企画・製造・販売に従事しております。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつととらえ、新しい価値の提案をし、提供することで事業の発展を図ってまいりました。

今後も当社の長い歴史のなかで培われた高度な技術に磨きをかけ、新たな付加価値を追求してまいります。マーケット志向でお客さまに新しい価値を提供し続けるために、小売事業を通してそのシナジー効果を卸売事業、製造・調達事業に活かしてまいります。また、調達のグローバル化への対応、人材の育成、財務体質強化等による経営基盤の強化も図ってまいります。

イ. 中期経営計画と「ミッション・ビジョン・バリュー」

当社グループを取り巻く事業環境が激しく変化するなか、当社グループが持続的に成長していくために、将来を見据えた中期経営計画（2023年度から2025年度）と「ミッション・ビジョン・バリュー」を新たに策定し、顧客と企業が共創することによって、社会価値や環境価値が実現される「持続可能な社会に貢献する、信頼される企業になる」ことを目指しております。

詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトをご参照ください。

当社の中期経営計画（2023年5月19日公表）

（アドレス <https://www.regal.co.jp/shoes/c/c9010>）

当社グループの「ミッション・ビジョン・バリュー」（2024年4月1日公表）

（アドレス <https://www.regal.co.jp/corporate/company/mvw>）

ウ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は企業価値を継続的に向上させていくために、透明で公正な経営を行うことを目指しております。このため、株主、投資家の皆さまをはじめと全てのステークホルダーに対して経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、維持することを重要な施策としております。取締役の経営責任をより明確にするため、任期を1年とするとともに、業務執行機関の監督・監査機能を強化するため、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

また、監査役による取締役会への出席や業務状況の調査などを通じ、取締役会の職務執行を十分監視できる体制となっております。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を目的として、2024年4月より執行役員制度の導入により取締役会の構成を見直し、経営の意思決定・監督と業務執行の役割分担を明確にし、常勤取締役を2名減員し取締役会における独立社外取締役の比率を3分の1とする取締役選任議案を、当社第192回定時株主総会にお諮りしております。

- (3) 「当社株式の大量買付行為への対応策」(以下「本プラン」という。)の内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要)

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、2021年6月24日開催の当社第189回定時株主総会において株主の皆さまのご承認を得て継続しております。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト掲載のIR情報「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」(2021年5月14日付)をご参照ください。

(アドレス <https://www.regal.co.jp/cms/pdf/ir/tanshin/2021-05-14-03.pdf>)

- (4) 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる取組みであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また当社は、a.買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものとなっていること、b.株主意思を反映させるものであること、c.独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するものであること、d.デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等踏まえ、本プランは、当社の株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

なお、2024年5月13日開催の当社取締役会において、当社第192回定時株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、本プランの一部修正を行ったうえで継続することを決定いたしました。詳細は招集ご通知に添付の株主総会参考書類第3号議案「当社株式の大量買付行為への対応方針(買収への対応方針)継続の件」(10頁から29頁)をご参照ください。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当業界の収益が市場動向による影響を受けやすいことから、将来にわたり安定的な経営基盤の確保と競争力の強化のため、内部留保の充実に留意いたしますとともに、配当政策につきましては、連結配当性向50%以上を目標としたうえで、今後の事業投資と基盤投資も勘案し、安定的な配当を目指すことを基本方針といたしております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2024年5月13日開催の取締役会決議により、1株につき68円とさせていただきます。

なお、2024年度以降の株主還元方針につきましては、総還元性向50%以上を目標としたうえで、今後の事業投資と基盤投資も勘案し、安定的な利益還元を目指すことを基本方針といたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率および1株当たり情報については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,478	流動負債	12,849
現金及び預金	5,198	支払手形及び買掛金	1,017
受取手形、売掛金及び契約資産	3,683	短期借入金	9,420
電子記録債権	168	リース債務	67
商品及び製品	6,213	未払法人税等	153
仕掛品	186	賞与引当金	393
原材料及び貯蔵品	613	役員賞与引当金	19
その他の	636	契約負債	84
貸倒引当金	△222	その他	1,692
固定資産	11,318	固定負債	2,497
有形固定資産	5,011	長期借入金	909
建物及び構築物	2,714	リース債務	195
機械装置及び運搬具	82	再評価に係る繰延税金負債	45
土地	1,892	退職給付に係る負債	1,145
リース資産	24	資産除去債務	182
その他の	297	その他	18
無形固定資産	934	負債合計	15,346
リース資産	218	(純資産の部)	
ソフトウェア	53	株主資本	9,638
ソフトウェア仮勘定	29	資本金	5,355
その他の	633	資本剰余金	755
投資その他の資産	5,372	利益剰余金	3,648
投資有価証券	3,825	自己株式	△119
長期貸付金	0	その他の包括利益累計額	2,736
破産更生債権等	8	その他有価証券評価差額金	2,246
敷金及び保証金	1,053	土地再評価差額金	93
繰延税金資産	452	為替換算調整勘定	289
その他	65	退職給付に係る調整累計額	106
貸倒引当金	△34	新株予約権	45
		非支配株主持分	29
		純資産合計	12,450
資産合計	27,796	負債及び純資産合計	27,796

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		23,731
売上原価		12,470
売上総利益		11,260
販売費及び一般管理費		10,742
営業利益		518
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	68	
為替差益	58	
雑収入	43	174
営業外費用		
支払利息	79	
売上割引	9	
持分法による投資損失	2	
支払手数料	36	
寄付金	17	
雑支出	11	156
経常利益		536
特別利益		
投資有価証券売却益	36	36
特別損失		
固定資産除却損	15	15
税金等調整前当期純利益		557
法人税、住民税及び事業税	144	
法人税等調整額	△14	129
当期純利益		428
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		427

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,355	755	3,380	△117	9,373
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△159		△159
親会社株主に帰属する当期純利益			427		427
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	267	△2	265
当 期 末 残 高	5,355	755	3,648	△119	9,638

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	1,203	93	210	15	1,523	35	31	10,963
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△159
親会社株主に帰属する当期純利益								427
自己株式の取得								△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,042	-	79	91	1,213	9	△1	1,220
当 期 変 動 額 合 計	1,042	-	79	91	1,213	9	△1	1,486
当 期 末 残 高	2,246	93	289	106	2,736	45	29	12,450

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

	金 額		金 額
科 目		科 目	
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	14,958	流 動 負 債	12,501
現金及び預金	4,331	買掛金	924
受取手形	165	短期借入金	10,078
商品及び掛り	3,719	未払金	67
仕掛品	6,134	未払法人税等	138
材料及び貯蔵品	1	未払引当金	58
前払金	239	賞与引当金	375
関係会社短期貸付金	130	役員賞与引当金	115
その他貸付金	0	契約引当金	19
貸倒引当金	398	その他固定負債	53
	△161	固 定 負 債	668
固 定 資 産	10,996	固 定 負 債	1,909
有形固定資産	3,625	長期借入金	909
建物	1,619	退職給付引当金	195
構築物	14	資産除去債務	753
機械装置及び運搬器具	53	再評価に係る繰延税金負債	3
工具及び備品	61	その他	45
土地	1,851		2
リース資産	24	負 債 合 計	14,410
無形固定資産	930	(純資産の部)	
投資その他の資産	6,440	株主資本	9,175
投資有価証券	3,668	資本金	5,355
関係会社出資	553	資本剰余金	675
関係会社長期貸付金	238	資本準備金	662
敷金及び保証金	2,579	その他資本剰余金	12
繰延税金資産	1,040	利 益 剰 余 金	3,247
繰延税金資産	215	利益準備金	199
投資損失引当金	64	その他利益剰余金	3,048
貸倒引当金	△480	繰越利益剰余金	3,048
	△1,439	自 己 株 式	△103
		評価・換算差額等	2,323
		その他有価証券評価差額金	2,229
		土地再評価差額金	93
		新 株 予 約 権	45
資 産 合 計	25,955	純 資 産 合 計	11,544
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,955

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		20,432
売上原価		12,488
売上総利益		7,944
販売費及び一般管理費		7,674
営業利益		270
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	461	
貸倒引当金戻入益	149	
雑収入	113	750
営業外費用		
支払利息	86	
売上割引	9	
支払手数料	36	
雑支出	23	155
経常利益		865
特別利益		
投資有価証券売却益	36	36
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税引前当期純利益		900
法人税、住民税及び事業税	68	
法人税等調整額	2	71
当期純利益		828

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	5,355	662	12	675	183	2,395	2,579	△102	8,506
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					15	△175	△159		△159
当 期 純 利 益						828	828		828
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	15	652	668	△0	668
当 期 末 残 高	5,355	662	12	675	199	3,048	3,247	△103	9,175

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当 期 首 残 高	1,193	93	1,287	35	9,830
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△159
当 期 純 利 益					828
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,036	-	1,036	9	1,045
当 期 変 動 額 合 計	1,036	-	1,036	9	1,713
当 期 末 残 高	2,229	93	2,323	45	11,544

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社リーガルコーポレーション
取締役会 御中

監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 関 端 京 夫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 富 所 真 男
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リーガルコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社リーガルコーポレーション
取締役会 御中

監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 関 端 京 夫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 富 所 真 男
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第192期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第192期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社リーガルコーポレーション 監査役会

常勤監査役	古	賀	辰	哉	㊟	
常勤監査役	内	堀	慎	一	㊟	
社外監査役	中	川	ゆ	き	子	㊟
社外監査役	西	田	章		㊟	

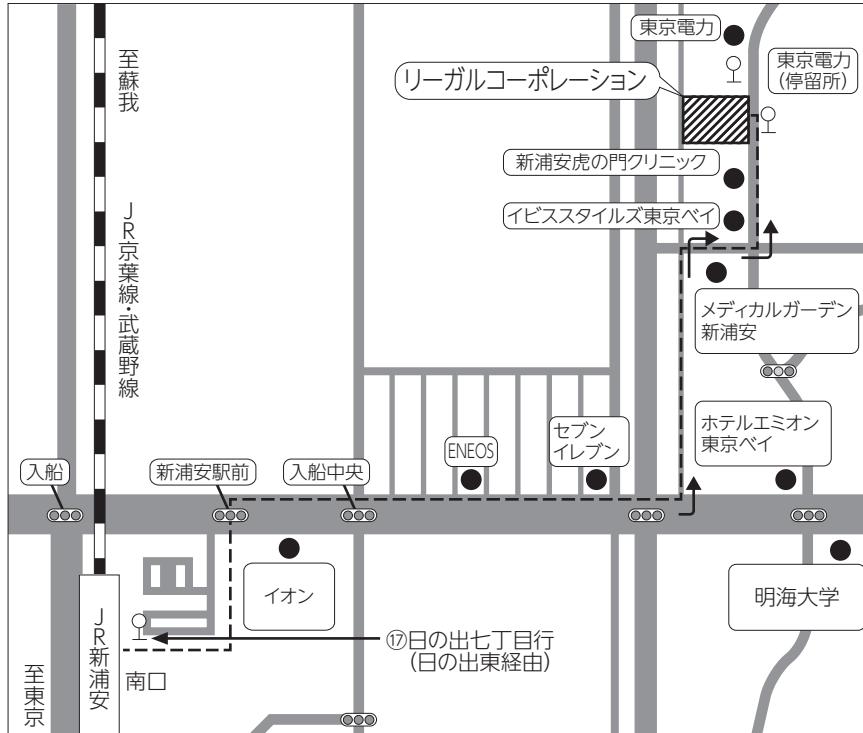
以 上

株主総会会場ご案内図

場 所 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

株式会社リーガルコーポレーション 本社1階 ホール

電 話 047(304)7050 (代表)



交通機関

JR (京葉線・武蔵野線) 新浦安駅より徒歩約15分

東京ベイシティバス ⑰日の出七丁目行 東京電力下車徒歩約1分
(日の出東経由)

UD
FONT



**第192回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

1. 連結注記表・・・60
2. 個別注記表・・・72

株式会社 リーガルコーポレーション

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称

株式会社リーガル販売、株式会社リーガルリテール、チヨダシューズ株式会社

なお、連結子会社である株式会社リーガルリテールと東北リーガルシューズ株式会社は、2023年4月1日付で株式会社リーガルリテールを存続会社とする吸収合併をしております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称 東立製靴株式会社

(2) 持分法を適用しない関連会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

② デリバティブ取引による生じる正味の債権 (及び債務) の評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

ア. 商品及び製品

総平均法

イ. 仕掛品

総平均法

ウ. 原材料及び貯蔵品

移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、在外連結子会社は、見積耐用年数に基づく定額法によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（ただし、残価保証の取り決めがある場合は当該保証額）とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
- ・一般債権 貸倒実績率によっております。
 - ・貸倒懸念債権及び破産更生債権等 財務内容評価法によっております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 店舗閉鎖損失引当金
店舗閉店の意思決定時点において、閉店により発生が見込まれる原状回復費用等の閉店関連損失額について合理的な見積額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、上海麗格鞋業有限公司及び蘇州麗格皮革制品有限公司の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、3年間の定率法により発生の上連結会計年度から費用処理しております。

- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- ⑤ ヘッジ会計の方法
- ア. ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
また、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については、特例処理を採用しております。
- イ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段
為替予約、金利スワップ
 - ・ヘッジ対象
外貨建金銭債権債務等、借入金の利息
- ウ. ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
- エ. ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- オ. その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの
取引手続及び取引権限を定めた社内規程に基づき、取引の執行・管理は経理部が行っております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、発生日以後、投資効果の発現する期間（5年～20年）で均等償却を行っております。ただし、金額が僅少である場合は、発生会計年度に一括償却しております。
- ⑦ 収益及び費用の計上基準
- ア. 靴小売事業
顧客との販売において、これらの履行義務を充足する時点は、通常製商品の引渡時であることから、当該製商品の引渡時点において収益を認識しております。
- イ. 靴卸売事業
顧客との販売契約において、受注した製商品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、主に国内における取引のため出荷時から製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点において収益を認識しております。
なお、百貨店などを中心とした一部の販売取引について当社は返品及び値引の履行義務を負っており、取引価格に変動対価が含まれております。

(追加情報)

財務制限条項

(1) 当社グループの長期借入金（1年以内返済予定額を含む）のうち、759百万円には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2017年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上を維持すること。
- ② 2017年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結及び単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(2) 当社グループの長期借入金（1年以内返済予定額を含む）のうち、2,725百万円には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2021年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上を維持すること。
- ② 2021年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結及び単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外費用」の「雑支出」に含めておりました「支払手数料」（前連結会計年度3百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 452百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、翌連結会計年度以降の事業計画を基礎に将来の課税所得を見積り、回収可能性がある将来減算一時差異については、繰延税金資産として資産計上を行い、回収不能なものについては評価性引当額を計上しております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

翌連結会計年度以降の事業計画及び課税所得の見積りにについては、外部環境の影響をはじめとする今後の経営環境に一定の仮定を置いて算出しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定として用いた翌連結会計年度以降の事業計画や課税所得の見積りに大きな変動があった場合には、実際に回収可能な将来減算一時差異も変動する可能性があり、この場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与えます。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	6,213百万円
原材料及び貯蔵品	613百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

取得原価をもって貸借対照表価額とし、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

正味売却価額は直近の販売価格を基礎とするほか、棚卸資産ごとに正常な営業循環過程を定め、当該営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、規則的に帳簿価額を切下げる方法を適切な評価額として算出しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末において回収可能として算出した貸借対照表価額と翌連結会計年度以降の実際の回収額には、大きく変動が生じる可能性があり、この場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与えます。

3. 退職給付関係

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る負債	1,145百万円
-----------	----------

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループが採用している確定給付企業年金制度は、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)に従い、退職給付債務及び年金資産の額を算出しており、退職給付に係る負債及び退職給付費用は、退職率、死亡率、昇給率、割引率、期待運用収益率等の数理計算上の仮定とこれらにより生じた差異の費用処理方法に基づき算出しております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

数理計算上の仮定及び差異の費用処理方法に関する仮定は、関連するデータの過去の実績や金利変動の市場動向等、入手可能な情報を総合的に判断して決定しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

退職給付関係において利用した仮定は、将来の不確実な経営環境や社会情勢によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、退職給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しているため、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1.	担保に供している資産及びこれに対する債務		
(1)	担保に供している資産	建物及び構築物	1,401百万円 (うち工場財団 51百万円)
		機械装置	33百万円 (// 33百万円)
		土地	1,743百万円 (// 98百万円)
		投資有価証券	3,524百万円
(2)	担保に係る債務	短期借入金	6,201百万円
		長期借入金	559百万円
2.	資金決済に関する法律に基づき、担保に供している資産及び対応する債務		
(1)	担保に供している資産	流動資産その他	20百万円
(2)	対応する債務	流動負債その他	24百万円
3.	有形固定資産の減価償却累計額		4,282百万円
4.	有形固定資産の減損損失累計額		151百万円
5.	事業用土地の再評価		
	土地の再評価に関する法律 (1998年3月31日公布 法律第34号) に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。		
	・再評価の方法		
	土地の再評価に関する法律施行令 (1998年3月31日公布 政令第119号) 第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、路線価の定められていない地域については同条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。		
	・再評価を行った年月日 2000年3月31日		
	・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 264百万円		

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1.	当連結会計年度末の発行済株式の総数	
	普通株式	3,250,000株
2.	当連結会計年度末の新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く) の目的となる株式の総数	
	普通株式	20,715株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	159	50	2023年3月31日	2023年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	217	68	2024年3月31日	2024年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に靴関連の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び外貨建営業債務の為替リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、定期的に為替の状況を把握した上で、一部については必要に応じて為替予約取引を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る調達資金であり、リース債務、未払金（流動負債その他）、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。償還日は決算日後、最長で5年後であります。

また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「3.会計方針に関する事項」に記載されている「⑤ ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください）。また、現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金並びに1年以内返済予定のリース債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券(※)			
その他有価証券	3,733	3,733	-
(2) 敷金及び保証金	1,033	1,032	△1
資 産 計	4,766	4,765	△1
(1) 長期借入金	909	902	△6
(2) リース債務(固定負債)	195	190	△5
負 債 計	1,104	1,092	△12

(※) 投資有価証券には、関係会社株式を含めておりません。

(注1) 有価証券に関する事項

投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,068	3,699	2,630
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	36	34	△2
合 計		1,105	3,733	2,628

(注2) 市場価格のない株式等

- ① 非上場株式(連結貸借対照表計上額18百万円)は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- ② 事務所等賃借時に差し入れている敷金及び保証金(連結貸借対照表計上額19百万円)は、「(2) 敷金及び保証金」には含めておりません。

(注3) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	3,920	319	160	160	160	110
リース債務	67	67	56	54	16	-
合 計	3,987	386	216	214	176	110

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,733	—	—	3,733
資産計	3,733	—	—	3,733

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	1,032	—	1,032
資産計	—	1,032	—	1,032
長期借入金	—	902	—	902
リース債務（固定負債）	—	190	—	190
負債計	—	1,092	—	1,092

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性のある賃貸等不動産はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結損益計 算書計上額 (注) 3
	靴小売事業	靴卸売事業	計				
売上高							
直営店舗	13,190	—	13,190	—	13,190	—	13,190
国内オンラインショップ	1,263	—	1,263	—	1,263	—	1,263
百貨店	—	3,055	3,055	—	3,055	—	3,055
一般専門店等	—	6,316	6,316	—	6,316	—	6,316
その他	—	△103	△103	4	△98	—	△98
顧客との契約から生じる収益	14,453	9,267	23,720	4	23,725	—	23,725
その他の収益	—	—	—	5	5	—	5
外部顧客への売上高	14,453	9,267	23,720	10	23,731	—	23,731
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	129	129	△129	—
計	14,453	9,267	23,720	139	23,860	△129	23,731
セグメント利益	406	88	495	6	502	15	518

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

取引価格の算定に関する情報

- (1) 販売時に付与する「REGAL MEMBERSポイント」については、独立したオプションとして履行義務を認識し、取引価格については、ポイントの利用割合や失効実績が特定の期間に偏ることもあるため、過去の複数期間を基礎に見積もっております。「REGAL MEMBERSポイント」の履行義務に配分された取引価格は契約負債として繰延べ、ポイントの利用に従い収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

- (2) 返品及び値引の履行義務に対する変動対価の見積りは、類似した同種の取引が多数あることから、変動対価の見積額を確率で加重平均した金額（期待値法）による方法を用いて算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果認識された、値引及び返品に係る負債に関しても、類似した同種の取引が多数あることから、変動対価と同様に算定しております。

また、変動対価の額は、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めており、取引価格に含まれた変動対価の額は、返品及び値引が計上された時点において収益として認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

- (3) 買戻し契約に該当する有償支給取引については、有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

- ① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,350	3,851
契約資産	－	－
契約負債	67	84

- ② 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額67百万円（取引の性質を考慮した見積額を記載しております。）

- ③ 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容
該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,873円88銭
1株当たり当期純利益	133円92銭

(重要な後発事象に関する注記)

(シンジケートローン契約締結)

当社は、2024年4月30日付けで、以下のシンジケートローン契約に基づき、既存借入金の借換および今後の事業展開を見据えて機動的かつ安定的な資金を確保し、財務基盤の安定化を図る目的として、タームローン契約による2,000百万円の借入を実行しました。

(シンジケートローン契約の概要)

(1) 形態	タームローン
(2) 組成金額	2,000百万円
(3) 契約日	2024年3月29日
(4) 契約期間	2024年4月30日～2027年4月30日
(5) 資金用途	運転資金（既存借入金の借換を含む）
(6) アレンジャー	株式会社みずほ銀行
(7) コ・アレンジャー	株式会社三菱UFJ銀行
(8) 参加金融機関	株式会社三井住友銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社千葉銀行、株式会社東日本銀行、株式会社りそな銀行、株式会社常陽銀行
(9) 担保・保証	無担保・無保証

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- | | | |
|--------------|--------------------------------------|---|
| (1) 有価証券 | ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| | ② その他有価証券
市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| | 市場価格のない株式等 | 主として移動平均法による原価法 |
| (2) デリバティブ取引 | デリバティブ | 時価法 |
| (3) 棚卸資産 | 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 | |
| | ① 商品及び製品 | 総平均法 |
| | ② 仕掛品 | 総平均法 |
| | ③ 原材料及び貯蔵品 | 移動平均法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（ただし、残価保証の取り決めがある場合は当該保証額）とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

・一般債権

貸倒実績率法によっております。

・貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

(2) 投資損失引当金

財政状態の悪化した子会社への投資に対する損失に備えるため、実質価値の低下の程度並びに将来の回復の見込み等を総合的に勘案して計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店の意思決定時点において、閉店により発生が見込まれる原状回復費用等の閉店関連損失額について合理的な見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、3年間の定率法により発生の上事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 靴小売事業

顧客との販売において、これらの履行義務を充足する時点は、通常製商品の引渡時であることから、当該製商品の引渡時点において収益を認識しております。

(2) 靴卸売事業

顧客との販売契約において、受注した製商品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、主に国内における取引のため出荷時から製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点において収益を認識しております。

なお、百貨店などを中心とした一部の販売取引について当社は返品及び値引の履行義務を負っており、取引価格に変動対価が含まれております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
為替予約、金利スワップ
- ・ヘッジ対象
外貨建金銭債権債務、借入金

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取引手続及び取引権限を定めた社内規程に基づき、取引の執行・管理は経理部が行っております。

(2) のれんの償却の方法及び期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、発生日以後、投資効果の発現する期間（5年～20年）で均等償却を行っております。ただし、金額が僅少である場合は、発生事業年度に一括償却しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

財務制限条項

(1) 当社の長期借入金（1年以内返済予定額を含む）のうち、759百万円には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2017年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上を維持すること。
- ② 2017年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結及び単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(2) 当社の長期借入金（1年以内返済予定額を含む）のうち、2,725百万円には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2021年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上を維持すること。
- ② 2021年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結及び単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 215百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い、翌事業年度以降の事業計画を基礎に将来の課税所得を見積り、回収可能性がある将来減算一時差異については、繰延税金資産として資産計上を行い、回収不能なものについては評価性引当額を計上しております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

翌事業年度以降の事業計画及び課税所得の見積りにについては、外部環境の影響をはじめとする今後の経営環境に一定の仮定をおいて算出しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定として用いた翌事業年度以降の事業計画や課税所得の見積りに大きな変動があった場合には、実際に回収可能な将来減算一時差異も変動する可能性があり、この場合、翌事業年度の計算書類に影響を与えます。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品 6,134百万円

原材料及び貯蔵品 239百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

取得原価をもって貸借対照表価額とし、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

正味売却価額は直近の販売価格を基礎とするほか、棚卸資産ごとに正常な営業循環過程を定め、当該営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、定期的に帳簿価額を切下げの方法を適切な評価額として算出しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

当期末において回収可能として算出した貸借対照表価額と翌事業年度以降の実際の回収額には、大きく変動が生じる可能性があり、この場合、翌事業年度の計算書類に影響を与えます。

3. 退職給付関係

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

退職給付引当金 753百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社が採用している確定給付企業年金制度は、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)に従い、退職給付債務及び年金資産の額を算出しており、退職給付引当金及び退職給付費用は、退職率、死亡率、昇給率、割引率、期待運用収益率等の数理計算上の仮定とこれらにより生じた差異の費用処理方法に基づき算出しております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

数理計算上の仮定及び差異の費用処理方法に関する仮定は、関連するデータの過去の実績や金利変動の市場動向等、入手可能な情報を総合的に判断して決定しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

退職給付関係において利用した仮定は、将来の不確実な経営環境や社会情勢によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、退職給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しているため、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物	1,380百万円	(うち工場財団	50百万円)
	構築物	12百万円	(//	1百万円)
	機械装置	33百万円	(//	33百万円)
	土地	1,705百万円	(//	98百万円)
	投資有価証券	3,524百万円		
(2) 担保に係る債務	短期借入金	6,201百万円		
	長期借入金	559百万円		

2. 資金決済に関する法律に基づき担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産	流動資産その他	20百万円
(2) 対応する債務	預り金	24百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

2,486百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	2,292百万円
短期金銭債務	684百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引 (収入分)	10,851百万円
営業取引 (支出分)	12,219百万円
営業取引以外の取引 (収入分)	418百万円
営業取引以外の取引 (支出分)	6百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式	普通株式	50,222	118	-	50,340	(注)

(注) 当期増加自己株式数118株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券等評価損	419百万円
出資金評価損	148 //
貸倒引当金	488 //
棚卸資産評価損	177 //
賞与引当金	41 //
退職給付引当金	229 //
退職給付信託設定額	64 //
投資損失引当金	146 //
繰越欠損金	1,147 //
減損損失	33 //
その他	108 //
繰延税金資産小計	3,006百万円
評価性引当額	△2,416 //
繰延税金資産合計	590百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△374百万円
その他	△0 //
繰延税金負債合計	△374百万円
繰延税金資産の純額	215百万円

(注) 当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	取引により発生した 債権又は債務	
						科目	当該事業年度末日 における残高 (百万円)
子会社	(株)リーガル販売	(所有) 直接100.0	当社商品の卸売 土地建物他を賃貸 役員の兼任	委託販売売上 賃貸料収入 販売手数料(注1) 支払利息	7,381 65 2,083 0	受取手形 売掛金 — —	132 1,739 — —
子会社	(株)リーガルリテール	(所有) 直接100.0	当社商品の小売 資金援助 土地建物他を賃貸 役員の兼任	商品売上(注4) ロイヤリティ収入 賃貸料収入 販売手数料(注1) 資金の借入(注2) 受取利息	3,106 59 27 2,098 282 18	売掛金 — — — — 長期貸付金	12 — — — — 1,515
子会社	チヨダシューズ(株)	(所有) 直接100.0	当社製品の製造 資金援助及び借入 機械装置他を賃貸 土地建物を賃借 役員の兼任	賃貸料収入 賃借料支払 生産加工仕入(注3) 受取利息 支払利息	3 18 1,197 5 2	— — — 長期貸付金 短期借入金	— — — 870 292
子会社	岩手製靴(株)	(所有) 直接100.0	当社製品の製造 資金借入 土地建物他を賃貸 役員の兼任	賃貸料収入 生産加工仕入(注3) 支払利息	10 1,459 0	売掛金 — —	60 — —
子会社	岩手シューズ(株)	(所有) 直接100.0	当社製品の製造 資金借入 土地建物他を賃貸 役員の兼任	賃貸料収入 生産加工仕入(注3) 支払利息	7 1,377 1	— — 短期借入金	— — 193
子会社	香港麗格靴業有限公司	(所有) 直接100.0	当社商品の卸売 当社商品の小売 当社商品の調達 役員の兼任	商品売上(注4) 商品仕入(注3) 販売手数料 広告宣伝費 研究開発費 受取配当金	68 2,930 13 4 9 360	売掛金 — — — — —	13 — — — — —

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	取引により発生した債権又は債務	
						科目	当該事業年度末日における残高(百万円)
関連会社	東立製靴(株)	(所有)直接33.0	当社商品の製造材料販売	商品の仕入(注3)	324	買掛金	25
				材料売上(注4)	54	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 販売手数料の料率については、子会社と交渉の上決定しております。

(注2) 取引金額は、前期末残高からの増減額を表示しております。

(注3) 商品の仕入及び生産加工仕入の支払については、子会社および関連会社より提示された価格により、市場の実勢価格を参考にして、その都度交渉の上決定しております。

(注4) 材料及び商品の売上については、当社の提示した価格を子会社および関連会社が市場の実勢価格と比較して、その都度交渉の上決定しております。

提出会社の主要株主(法人)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	取引により発生した債権又は債務	
						科目	当該事業年度末日における残高(百万円)
法人主要株主が議決権の過半数を所有している会社	㈱ニッピ・フジタ	(所有)直接1.2	材料・商品仕入	材料及び商品の仕入(注1)	1,847	買掛金	238
				材料の売上(注2)	51	売掛金	24
	大鳳商事(株)	(所有)直接17.9	材料・商品仕入	材料及び商品の仕入(注1)	41	買掛金	2
				梱包材料仕入等(注1)	36	未払費用	2
			受取配当金	1	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 材料及び商品の仕入並びに梱包材料仕入等については、㈱ニッピ・フジタ、大鳳商事(株)より提示された価格により、市場の実勢価格を参考にして、その都度交渉の上決定しております。

(注2) 材料の売上については、当社の提示した価格を㈱ニッピ・フジタが市場の実勢価格と比較して、その都度交渉の上決定しております。

(収益認識に関する注記)

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 3,593円86銭
- 1株当たり当期純利益 259円02銭

(重要な後発事象に関する注記)

(シンジケートローン契約締結)

当社は、2024年4月30日付けで、以下のシンジケートローン契約に基づき、既存借入金の借換および今後の事業展開を見据えて機動的かつ安定的な資金を確保し、財務基盤の安定化を図る目的として、タームローン契約による2,000百万円の借入を実行しました。

(シンジケートローン契約の概要)

(1) 形態	タームローン
(2) 組成金額	2,000百万円
(3) 契約日	2024年3月29日
(4) 契約期間	2024年4月30日～2027年4月30日
(5) 資金使途	運転資金（既存借入金の借換を含む）
(6) アレンジャー	株式会社みずほ銀行
(7) コ・アレンジャー	株式会社三菱UFJ銀行
(8) 参加金融機関	株式会社三井住友銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社千葉銀行、株式会社東日本銀行、株式会社りそな銀行、株式会社常陽銀行
(9) 担保・保証	無担保・無保証